

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 産業廃棄物処理施設の設置の許可申請【環境局環境監視部産業廃棄物対策課】 2

◇ 公 告

- 黒崎バイオマス発電施設整備事業環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見書【環境局環境監視部環境監視課】 4
- (仮称)新・日明工場建設事業計画段階環境配慮書についての環境の保全の見地からの意見書【環境局環境監視部環境監視課】 5

北九州市告示第 4 1 3 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 1 5 条第 1 項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可申請があったので、同条第 4 項の規定により次のとおり告示し、申請書及び同条第 3 項の書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までに、北九州市長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成 2 9 年 1 0 月 2 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請者

北九州市小倉北区馬借三丁目 6 番 4 2 号

日本磁力選鉱株式会社

代表取締役 原田 光久

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

北九州市若松区響町一丁目 7 9 番 7

3 産業廃棄物処理施設の種類

廃プラスチック類の焼却施設

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類

5 申請年月日

平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日

6 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市環境局環境監視部産業廃棄物対策課

7 縦覧期間

平成 2 9 年 1 0 月 2 3 日から同年 1 1 月 2 4 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで）

8 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成 2 9 年 1 2 月 8 日までに、上記閲覧場所に到着するように提出すること。

（１） 意見を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（２） 申請者

- (3) 産業廃棄物処理施設の設置の場所
- (4) 産業廃棄物処理施設の種類
- (5) 生活環境の保全上の見地からの意見

北九州市公告第731号

北九州市環境影響評価条例（平成10年北九州市条例第11号。以下「条例」という。）第8条第2項の規定により平成29年北九州市公告第547号で縦覧に供した黒崎バイオマス発電施設整備事業環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からの意見書を作成したので、条例第10条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年10月23日

北九州市長 北 橋 健 治

環境影響評価準備書以降の環境影響評価手続に向けた留意事項

(1) 大気質の環境影響評価について

事業実施区域の近傍には住居、病院、教育施設、社会福祉施設が多数存在し、またこの一帯の地形は平坦ではないことから、地域の状況や地形、気象条件を適切に考慮し環境影響評価を実施すること。

(2) 水質の環境影響評価について

排出水の放流先である洞海湾（特に湾奥部）は排出水による影響を受けやすい閉鎖性水域である。水質の予測手法については、選定する予測式の前提条件及び本事業への適用の妥当性を検証し、その検証結果を環境影響評価準備書へ反映させること。

北九州市公告第732号

北九州市環境影響評価条例（平成10年北九州市条例第11号。以下「条例」という。）第6条の3第3項の規定により平成29年北九州市公告第581号で縦覧に供した（仮称）新・日明工場建設事業計画段階環境配慮書について、環境の保全の見地からの意見書を作成したので、条例第6条の5第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年10月23日

北九州市長 北 橋 健 治

環境影響評価方法書以降の環境影響評価手続に向けた留意事項

本事業は現日明工場のリプレースであることから、本計画段階環境配慮書で提示した複数案を選定するにあたり、現日明工場の諸元との比較を行い、環境影響評価方法書に記載すること。